

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠 e-mail: shakaihoushing@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポルビル九〇四 電話 03-3352-7146 499 FAX 03-3352-9915 3367

振替 000000191584311 労働中央安全会本部 No. 11511163

購読料 月額700円 6カ月前納制

## 〈むくじ〉

### ■巻頭言

あらたな開いのはじまり  
教育基本法「改悪」二十五を越えて……………日教組組合員……………2

参議院選を考える……………3

年休はとれますか？……………山梨峽東講座……………4

あなたは一カ月の超勤は何時間？……………5

一六労組二五名の参加者が実態を赤裸々に！……………原 義弘……………5

介護保険と障害者支援と高齢者医療……………8

「要介護認定調査」で溜息と悲鳴……………編集部……………11

「悪魔の二ヶ月間」をふりかえる……………13

現代労働運動の根本問題……………13

労働組合運動の現状と課題（上）……………13

読者からのおたより……………13

# 旬刊社会通信

NO. 992

二〇〇七年二月二日号

二〇〇七年二月二日発行  
毎月一日・二日・三回発行

## あらたな闘いのはじまり

教育基本法「改悪」十二・十五を越えて

二〇〇六年十二月十四日「教育基本法に関する特別委員会」で政府・与党（自民・公明党）は十分時間をかけたとして審議を打ち切り強行採決を行い、翌十五日午後五時五十分参議院本会議でついに教育基本法政府案が可決成立した。

十五年戦争で国内外に多大な死者と犠牲者を出し、「もう二度と同じ過ちは繰り返さない」という覚悟を世界に宣言した私たちの祖先は、自由と民主主義を基底に、国民が主人公で平和な国を創造すべく、「日本国憲法」と「教育基本法」を手にした。

六十年を経過した今、その根本理念を国民の共有財産として守り、暮らしに生かすべく努力を積み上げてきた。それが、安倍内閣によつて葬り去られたのだ。安倍首相は「戦後体制からの脱却」と言い、中曽根元首相は「自民党結党以来の悲願であった」と言つてのけた。何が「脱却」ぞ。何が「悲願」ぞ。彼らは戦後民主主義・平和主義・平等主義を放棄し、新たな戦前体制へと誘導しているに過ぎないのだ。

教育基本法「改正」に関する審議の中で、教育現場では「いじめ」による自死・必修科目の未履修問題が起こった。そして、こともあろうに教育基本法に関わつてのタウンミーティングでやらせ質問や報酬つき動員問題（参加したい人を排除してまでも）が発覚したのである。公然と世論誘導まで行つて「教育の憲法」である教育基本法を「改悪した」罪は大きいのは言うまでもない。

「改悪」を許さない世論の声も日増しに大きくなったことは、しっかりと記憶にとどめておかなければならない。「改悪」を憂える人々の群れは徐々に各地にふくれあがった。十二月に入つて、国会前には連日現場教職員や市民が結集した。声を囁（か）らして「改悪」を叫び、涙を流して決定の声を聞いた。私たち宇陀教組・宇陀地区労働・憲法宇陀の会は共同で榛原駅頭でのビラ配布や決起集会を二度にわたつて行つた。夕闇迫る中での行動にもかかわらず多くの組合員や市民とともに、宇陀市民に「改悪」反対を訴え、国会を取りまく仲間たちに連動した。

新教育基本法が可決成立した今、もう一度認識しておかなければならない。愛国心教育（伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する）、義務教育年限の弾力化（別法にて定める）、競争原理と成果主義に裏付けられた物言わぬ教員づくり（「研修」「修養」の徹底）、家庭教育への強制（第一義的責任を有する）、信教の自由への介入（宗教教育）、公権力（時の政府）の教育への介入（教育の振興を図るため基本的な計画を定め）等について危惧したことを。この危惧は私の中で消えるのではなくますます増幅している。なぜなら「国旗・国歌法」の成立と同時に全国教育現場に「法」の徹底を強制された事実。そして、多くの教員が排斥されている事実。安倍首相の下、召集された教育再生会議が発した「改革」骨子を見てもそれは明らかである。

さて、私たちは今後どうすればいいのか。増幅していく危険な歩みを押し返さなければならぬのである。困難を強いられているが、少しでも少しでもという思いを持

続させながら歩まなければならないと思う。これから学校教育法を初めとして、矢継ぎ早に関連法規の「改悪」が進められてくる。この動きに今回の教育基本法「改悪」阻止に向けて培った団結力を、新たな力として抗（あらが）つていかなければならない。そして、その力を日本国憲法「改悪」阻止へと発展させていかなければならない。それが私たち大人が、未来を生きる子どもたちと共に生きていけることなのだと思う。私たちが国民主権・平和主義・平等主義を柱にした日本国憲法を守りきったとき、憲法の理念と相反してできあがった新教育基本法を改正していく道が再び開けてくるのである。少なからず戦後民主主義を享受してきた私たち大人はここで立ち止まってはられないのである。私たちに課せられた使命は大きいことを思うと身じろぎもするが、その使命の大きさに楽しさもわいてくるのではないかと思うのである。（N）

## 参議院選を考える

安倍内閣成立以前、本誌は『安倍君は総理大臣たりうるか』（第九七八号、〇六年九月二一日付）と題し、安倍首相の未来をこう指摘した。

「彼（安倍）の実績はなにか。何もない。『らち』被害者を『援助』（政治的に利用）し、北朝鮮への強硬発言をくり返したただけだ。安倍の後見人・小泉は『自民党をブッ壊す』と人気を得たルンペン政治家。それにたいし安倍君は『気の弱い』おぼっちゃま。それは『美しい国へ』にも明らかだ。彼には考え抜かれた人生観、世界観、哲学はない。じいさん、おやじ、そして自民党を脈々として貫いてきた保守思想だけだ。」

安倍内閣直後、彼の支持率はこれ以上上がりやうがない高率となった。これは①小泉流手法への期待、②中韓訪問、③北朝鮮の核実験、④民主党の低支持率がないまぜとなったことによる。「北朝鮮脅威論」への国民の支持はきわめて強い。安倍はこれを政権の土台にすえている。その典型が①らちは国策、だからNHKには重点的に報道せよとの「放送命令」、②中・ロ・韓と北朝鮮との外交通商政策を考えぬ経済制裁強化、③核兵器とらちを同列あつかう外交オンチ、④朝鮮総連タタキである。

核実験は米国外交政策変更をもたらした。日本ぬきに米・中は六ヶ国協議を再開、米国は金融制裁解除の条件をさぐる二国間協議に応じた。昨年末六ヶ国協議はだれもが予想したとおり、成果はなかった。しかし、北朝鮮が「核保有国」となったことを背景に開催された政治・外交的意義はきわめて大きい。朝鮮半島・東北アジアの平和と核廃絶という課題に、らちは日本と北朝鮮二国間問題となり、安倍の目録見は破綻した。続開の六ヶ国協議は二月始まる。

本間教授、佐田行草相等の「美しくない日本」が、安倍の支持率を直撃した。「安倍で参議院選はたたかえない」と、福田、小泉暫定政権論、内閣改造すら声高に唱えられる。安倍君が死に体になったかのようにである。

参議院選で自民党が参院で過半数を失って政変はあるか。ない！ 自民党は公明と連立を組み、衆院で三分の二以上の議席をもっている。参院選で負けたとしても、衆院優位の議院内閣制を制度とする日本の民主共和制では自民の優位は変わらない！ 民主党が参院で過半数をとれない「敗」になればどうなるか。民主党は自民出身者

—小沢、海部、渡部、羽田等—は政治生命を終える。旧社会出身者—横路等—は次の政治選択肢を考えるが、年齢的におしまい。それは管にもいえる。俺たちの出番と意気込むだろう人物が前党首の前畑君を中心とする旧日本新党、N「世紀臨調の支援で議席をもった若者たち。彼らは安倍君以上の保守、ファシストだ。その時日本は？」

社民、共産はこうした事情も考えず、「現状維持」をめざす。全力を上げて「反市民・民主」の共同戦線をめざす時である！

年休はとれますか？ あなたは一カ月の超勤は何時間？

—六労組二五名の参加者が実態を赤裸々に！—

一月二日、第五回講座が開かれました。テーマは「職場交流」。年休の取得状況と超勤・代休などそれぞれの働き方や労働者の権利意識について、各労組からの報告と参加者全員の討論が行われました。

年休について 山梨市職・甲州市職・笛吹市職と山梨県教組は、年休取得が一〇日ぐらい、N T TとJ Rは二〇日完全取得という違いが見られました。なぜ取れないかという設問で多かったのは、①周囲に迷惑がかかる。②ぎりぎりの人数で仕事をしている。③教職員はクラスを空けられない。④休まない上司の下では休めない。

超勤について 上限は三〇時間、四五時間、それ以上は代休になるがその代休が休めない。結局時間外手当も出ていなくて代休も取れないからだ働きになってしまう。驚くのは、月に二〇時間という数字です。まさに奴隷状態です。学校職場の時間外問題は、国家規模で議論になっています。残業手当が出なくても、毎日九時、一〇時まで仕事をしている。土日も休まない。

一方、N T TとJ Rの報告者は時間外をしないと云います。忙しい職場と暇な職場の違い、国労と第二組合という労組の取り組みの違いなどあります。

わたしたちができることは何ですか 討論で最も発言が多かったのは次のようなことでした。①教職員は年休を取るとクラスが自習になる。②私は保育士だが年休を自分のためにとったことがない。③リフレッシュで年休を取った人を見たことがない。④休んでも職場から電話があつて呼び出される。⑤休みを取れば自分の仕事がたまる。時間外をしなければ仕事が片付かない。仕事人間にがんじがらめにされている実態です。それで本当に身体は大丈夫ですか？ 家族団らんの楽しい家庭生活はありますか？ 各労組の報告に、権利意識、意識改革という言葉がありました。周りがみんな同じような働き方ですから、個人の努力、自己解決ではむずかしい。

「わたしたちができることは何だろう」というところまで時間不足で話が進みませんでした。最後に発言した方がこんなことを言っていました。

「皆さん若いから自分がいないと仕事が回らないと思っっているが、そんなことはない。まず休める環境をみんなで作ることだ。」

これからも青年部の会合などで、継続して考えていこう。『労大峽東』ニュース)

## 介護保険と障害者支援と高齢者医療

介護保険制度は、日本の社会保障制度「改悪の雛型」だと、再三にわたって指摘してきました。

二〇〇〇年(平成一二一年)にスタートした介護保険制度、その後の展開や動向、また、連動しての老人医療制度の改悪、さらに、障害者福祉が支援費制度に移行し、さらに障害者自立支援法へと、改悪されてきました。介護保険制度に盛り込まれていた「改悪の雛型」としての企図が、具体的な形として見えるようになってきています。

「改悪の雛型」としての企図・布石はあまりにも多く、本質的なものから技術的なものまで、多岐にわたっています。そのいくつかについて、順次、問題指摘をしていきたい。

### 公費での措置から、保険制度での給付へ

従前、介護は「公費で措置」されてきました。公費で措置とは、「介護が必要となった場合には、社会的な保障として、無料で介護サービスを受けることができた」と言い換えることができます。この介護保険の創設で、当然のこととして保険料の負担が、また、介護サービスの一部の自己負担が生じることとなりました。このことが、低所得者層にとって、とりわけ介護サービスの一部自己負担が、重い負担となりました。

現在でも、介護サービス受給者の過半が、低所得世帯であることから、重い負担に喘ぎ、負担回避のため受給可能なサービスも受けない、という実態があります。

### 障害者も公費での措置から支援費制度、そして自立支援法へ

障害者支援についても、二〇〇三年(平成一五年)四月からは、公費での措置から、支援費制度に変更になり、引き続きの変更として、障害者自立支援法という稀代の悪法が、成立することになりました。

そして、二〇〇六年(平成一八年)四月から従来の精神通院医療費公費負担・更生医療・育成医療は、自立支援医療に変更され、また、障害者福祉サービス(支援費制度・精神障害者居宅生活支援事業)も変更されました。そして、どちらも原則として、費用の一分が利用者の負担になりました。

障害者福祉は、現在時点では保険制度ではありません。しかし、介護保険の実態と、障害者福祉改悪の動向とを重ね合わせると、近い将来の「介護と障害者福祉を合体させた保険制度」が、透けて見えてくるのではないのでしょうか。

### 介護サービスの給付ではなく介護サービス費の給付

医療保険は、「療養の給付」ですが、介護保険は、介護サービスの給付ではなく、「介護サービス費の給付」です。療養の給付とは、その患者の治療に必要な医療や薬剤が現物給付されます。治療に必要なかぎり限度などありません。

しかし、介護サービス費の給付は、その人に必要な介護サービスが給付されるのではなく、要介護度によって介護サービス費が決定され、その範囲内で介護サービスを選択することになっています。その限度を超えたサービスは、全額自己負担となります。このことを医療に置き換えれば、原則禁止されていた「混合診療」にあたります。

### 後期高齢者医療保険に給付の制限を導入

二〇〇八年(平成二〇年)四月から、七五歳以上の高齢者だけで組織される健康保険、後期高齢者医療保険が創設されることになっています。その高齢者医療保険「独自の診療報酬体系」を構築するとして、社会保障審議会の特別部会での検討が進められています。

その検討の内容は、一般の健康保険とは異なる診療報酬体系、すなわち「改悪の雛型」をふまえて、後期高齢者への医療給付の制限・抑制が持ち込まれようとしているのです。

### 入院は「包括払い」、外来は「定額制」

「後期高齢者医療制度の創設に当たり、後期高齢者の心身の特性等にふさわしい医療が提供できるような新たな診療報酬体系を構築することを目的として、後期高齢者医療の在り方について審議するため、社会保障審議会に専門の部会を設置する」として、二〇〇六年(平成一八年)十月五日に、第一回部会が開催され、二〇〇七年(平成一九年)三月までに、「基本的な考え方」を取りまとめるための、議論が続けられています。

その議論の一部が、マスメディアなどでも紹介されています。それは、七五歳以上の高齢者の診療報酬については、入院は「包括払い」とし、外来は「定額制」にする、という厚生労働省の方針が伝えられています。

また、国保中央会は十二月二五日に提言を発表しました。それは、「高齢者全員が地域の診療所から主治医(かかりつけ医)を選び、初期診療は登録した主治医だけが担い、その主治医が受け取る診療報酬は、その診療所を登録した高齢者の人数に応じた定額払い方式とする」という内容になっています。

いずれにしても、後期高齢者医療については、給付の制限や抑制が持ち込まれようとしています。年度末の三月が取りまとめの期限であることから、注視・監視を続けなければなりません。

### 混合診療の解禁と私的健康保険

介護保険は、認定された「要介護度」によって、「介護サービス費」が決定され、障害者福祉は、認定された「障害程度区分」により「サービスの支給量」が決まることとなっています。その限度を超えたものは、全額自己負担となります。

高齢者医療についても、給付額での制限、診療内容の制限、治療や手術や薬剤の制限など、さまざまな議論がなされています。その詳細は未決定ですが、給付制限が持ち込まれることは必至となっています。

言い換えれば、きわめて給付水準の低い高齢者の健康保険が創設され、そこに全員が強制加入させられるということです。その限度を超えたものは、当然のこととして全額自己負担となります。そのことを見越しての、「混合診療の解禁」が医療制度破壊のなかに盛り込まれているのです。

その保険の限度を超えた「療養を給付」する、混合診療体制を支える私的健康保険の必然性・必要性が、がぜん大きくなりました。このビジネスチャンスを生かすために、カタカナ医療保険会社は何年も前から、「入れます、入れます」の宣伝で、高齢者の囲い込みを進めてきたのです。

この間の経過が示すように、この高齢者への制度改悪の攻撃が、若年層を含めた全体に波及するのは、まさに時間の問題です。

### 介護保険料の年金天引き

介護保険導入時の大きな柱のひとつが、保険料の「年金からの天引き」という徴収方法でした。

国民皆年金制度のもと六五歳以上の高齢者は、その年金額の多寡は別にして、制度的には全員が年金受給していることになっています。それは、月額一万五千元、年額一八万円以上であれば、その年金支給時点で、介護保険料の「特別徴収」という名の天引きを強行したのです。仮に制度に不満などがあっても、保険料を納めないという、「抵抗する権利」まで奪ったのです。

六五歳以上の介護保険料の徴収は、大部分が年金天引きの特別徴収ですが、そうでない普通徴収もないわけではありません。

それは、公租公課の対象とされない遺族年金や障害年金などの受給者であり、また、例外的な無年金者や、六五歳到達時点の移行期や、何らかの理由で年金支給が差し止められているときなど、納付書で収める普通徴収ということになります。

### 遺族年金・障害年金からも天引き開始

公租公課の対象としない、また、天引きなどが禁止されていた、遺族年金・障害年金からの天引きが、二〇〇六年(平成十八年)十月から開始されています。

このことによって、年金からの天引きができていないのは、老齢福祉年金と恩給のみの受給者となり、どちらも、明治生まれの長寿者などで、きわめて少数になると思われれます。

二〇〇八年(平成二〇年)四月スタートの、後期高齢者医療保険の保険料も、年金天引きと、当然のことのように決定されています。

また、六五歳以上の前期高齢者の国民健康保険料が、年金天引きされることも、さきの医療制度破壊法で、決定されています。

これは、厚生労働省試算で示されていた、「前期高齢者医療制度を創設して保険料を年金天引き」が、先送りになったものの、六五歳以上のすべての高齢者から、年金天引きでの保険料を徴収するという、厚生労働省の執念・執着の表れだといえます。

(社会保障制度研究会 原 義弘)

## 「要介護認定調査」で溜息と悲鳴

—「悪魔の二ヶ月間」をふりかえる—

介護保険の認定で、現在「要介護1」の父（九二歳）のことですが、お世話になっている老健施設の相談員さんから、「今度の『更新調査』では『要支援（介護予防）』になるかもしれない。そうなると法律上『老健』に居られなくなる。その前に『ケアハウス』か『有料老人ホーム』を探した方がいいですよ」とアドバイスを受けました。

老健施設でリハビリをしていただけ、このところ体調も安定し絶好調に動ける程になっていましたし、昨年四月の法「改正」では、認定調査の一次判定コンピュータソフトが厳しくなり、今まで「要介護2」だった人が「要介護1相当」と一次判定され、二次判定で「要支援2」か「要支援1」に振り分けられるとも聞いていましたので、相談員さんのアドバイスは状況を配慮してくださったのことに受け止めました。

しかし、父がはじめて入院し「要介護1」となった六年前と比べてみますと、今の生活は比喩ものにならないほど不自由で、介助なしでの独り暮らしは到底できない状況です。一七年間寝たきりの妻を介護し、妻を亡くしてからは独り鬱状態で家に閉じこもり、あぐくの果てに呼吸困難（肺炎）で救急車で運ばれたのがはじまりでした。

それから六年、肺炎で入院すること三回。温度や湿度、その日の体調等々、ちょっとした変化で咳き込み、食べ物を呑み込む力も弱くなり、胸の音がヒューヒューゼーゼー鳴り出します。常時ネブライザーで肺機能を良くしようと努力していますが、咳き込みは止まらなくなることもしばしばで、こうなると、心身全体が驚くほど弱り、ふらつき、つまずいて転んでしまったり、全身性の疾患となってしまいます。

老健施設は三度の食事とお風呂が用意され、定期的にリハビリをしてくれますし、温度・湿度・胸の音等注意深く診てくださっていますのでとても穏やか。在宅独り暮らしではそうはいきません。しょっちゅう入院の繰り返しとなり参ってしまいます。

### 「老健」にいられない、福祉用具が使えない

こんな父が、要支援になつたらどうしよう。要支援になれば「老健・特養など施設」入所ができなくなる上に、在宅の場合「ベット」も「車いす」も借りられなくなる。その上、利用限度額が激減、残りは十割負担で五万〜十万円の負担増です。払いきれない額ですので、家族の誰かが仕事を辞めて介助者になるほか方法はありません。

私の頭はパニックになってしまいました。「ベット」が借りられなくなれば、「寝返り」「起きあがり」が問題です。現在「寝返り」はベットの柵に掴まればできますが、「起きあがり」は畳上ではダメで、ベット上でも右手に痛みが走り不自由ですので、左腕と左手でベットの柵に掴まって、加えて左足をベットの下方の枠に挟み込んで、弾みをつければ何とか一人で起きられます。ベットが介護保険等で借りられなくなると、二十万円〜五十万円するものでも、なんとしても買い揃えなければなりません。

障害等級一級のSさんも、「僕も経験しましたよ。『入浴リフト』で、値段は最低でも四十万円だが、自立支援法では十五万九千円しか出ません。これでは所得の低い障がい者は入手できない」、「僕の場合は、生活保護の制度によって、事実上自己負担



なしですみましたが、生活保護は労働者の一時的救済で、望んでいるわけではありま  
せんし、障がい者は、生活保護を簡単には取れない現状もあるのです。今、市役所に  
『質問・要望書』を出したところなんです」と、熱っぽく語ってくれました。

一人で寝返りができないIさんはいろいろ調べてくださって、清瀬市のホームページの  
抜粋を送って下さいました。 <http://www.city.kiyose.tokyo.jp/> これによると――

「福祉用具（特殊寝台）」等の購入費を助成します。介護保険の給付対象外となっ  
た特殊寝台を自費購入した方に対し費用助成を行います。『対象者』は平成十八年三  
月三十一時点で介護保険による特殊寝台の貸与を受け、制度改正により給付対象から  
除外されたため特殊寝台を自費購入した方で、生活継続のために特殊寝台が必要と認  
められる方。『対象品目』は特殊寝台（高さ調節できる機能以上のもの）、サイドレ  
ールのもの。『助成額』は購入費用の合計額の十万円を限度として、その半額を助成し  
ますが、所得に応じて助成対象分の本人負担額軽減も行います。なお、生活保護受給  
者の場合は生活保護関係事業から費用助成が行われるため対象外となっています。

『申請受付』購入費用助成は平成十八年度の単年度事業ですのでお早めに申請して  
ください。申請締め切りは三月三十日」とありました。

### 「振り分け」はじつに過酷！ 逆効果！

頑張っている方々がおられる市町村では救済策が用意され、励まされる思いですが、  
今直ぐ父には間に合わないし、寒い時期に父を在宅一人暮らしをさせるわけにはいか  
ないし…、かといって、私は仕事をやめられないし…と、悩みはつきません。

悩んでばかりいられませんので、十一月の土日のすべてを、寒い間だけでも入れる  
施設探しに奔走しました。父がOKしそうなところが見つかつては父を連れ出し一緒に  
見学したり、弟夫妻と何度も話し合いながら、「苦渋の選択」でやつと「この辺に  
するか」と、定まりつつあった時、父は肺炎で緊急入院してしまいました。

「要介護認定調査」で、お医者さまの「意見書」は早々と出来上がって、明日にも  
「一次判定」面接調査をしていただくところでした。父の肺はヒーヒーゼーゼー金属  
音が鳴りだし、そばにいる人にも大きく聞こえる程で、肺のレントゲン写真は白いカ  
ゲでおおわれ、CTや血液検査の結果も予断を許さぬ状況。点滴が始まりベットだけ  
での生活がはじまりました。私自身も持病がありますので体調が悪化し、病院で「M  
RI」や「胃の透し」検査を受けたり…。十一月～十二月の二カ月間は散々でした。

幸運にも父は二週間ほど点滴が取れ普通食にもなって、市役所の方が入院先に来  
てくださって、「要介護認定調査」を受けることができました。この時父の足腰はフ  
ラフラ、右肩の拘縮はさらに酷くなり、変形している指先もヒリヒリ痛み出し、いぜ  
ん患った帯状疱疹（ほうしん）も思いましたように身体のあちこちで悲鳴をあげはじ  
めていました。父はいつものように、「一人で何でもできるぞ。家で一人暮らしも大丈  
夫だ」と、強がりばかり言っていました。在宅時に垣間見る父はそうではありませ  
ん。調査項目一つ一つにその状況を伝え、メモをつくり調査員さんに手渡ししました。

調査結果は「要介護2」。「要介護2」になって良かったね。おめでとう」と言われま  
すが、「溜息と悲鳴、悪夢の二カ月間…」の重い体験は未だ私の中から消えませんが。

父と私の経験を話題にすると、同じように右往左往し苦しんでいる人が多いことがわかります。「改正法の『前倒し実施』（二〇〇五年一〇月）で介護三施設の居住費・食費の利用者負担増となつて退所せざるをえなくなつた」「利用者負担の増加で入浴サービスの利用を減らした」「事業者も収入減少で職員はパート化。担当者がクルクル変わる」等々介護現場では想像を超える混乱が引き起こされています。各家庭では介護を受けられなくなつた分、家に閉じこもり気持ちもふさぎ「鬱」が増えています。「介護心中」「介護殺人」「虐待」等々の事件も全国のあちこちでおきています。

今回の介護保険法「改正」は、介護される者にとつても、介護する者にとつても、激変・過酷で、「介護」や「医療」等々財政問題からも逆効果をもたらしているように思えます。政府は「制度の持続可能性の追求」としていますが、この面からも逆行しているのではないのでしょうか。

### どこでも誰でも必要に応じて利用できる介護保障に

今父は老健施設に再入所でき、心身ともに快方に向かっています。持病に肺気腫と喘息がありますので、二月、三月の寒い時期は老人保健施設で、春暖かい時期に自宅に戻ると、自主トレにも励んでいます。ひとまず安心ですが、次の心配もあります。

「療養病床見直しで、二〇一二年迄の六年間に全国二・三万床削減」の影響が早くも現れ始め、今、老健施設は狭き門です。若い入所者が増え、早くも「グループホーム」「ケアハウス」、「有料老人ホーム」等々へ移っていく高齢者が多くなりました。

「有料老人ホーム」はピンキリで何千万円もの入居一時金が必要で、年齢低減制もあります。支払った一時金の償却が五年のところ、十年のところも。入居時に即実施されるところもあつたり、細かい契約条項を調べる必要がありますし、一ヶ月の利用料も三食・入浴・ケア付で一人十五万円〜三〇万円位、病气入院時には部屋のキープ料も必要です。聞けば聞く程、支払い能力を超え、簡単ではありません。

「ケアハウス」は部屋代・三食・入浴他雑費等含めて八万円位ですが、父のように入浴時の一部介助やその他医療面での心配がある者には向かないなと思いました。

手続きに関する齟齬もあります。有料老人ホームもケアハウスも、入居するには書類の提出や面接などの手続きに一ヶ月位要します。しかも「要介護度」が出ていないと受けつけてくれません。要介護認定の最終結果が出るまでには一次（面接）調査後、二次判定まで、少なくとも三〜四週間は必要という事です。年末年始は二次判定会議が休みになりますので、結果は遅れ勝ち。今の手続き基準では、逆算すると間に合わないのです。父の場合は市役所に事情をお話し、面接調査を早めていただきましたが、忙しい年末に、担当者の方々をさらに忙しくさせてしまい申し訳ない思いました。

二〇〇〇年に「介護の社会化」「介護地獄からの解放」とかバラ色の宣伝で導入された介護保険でしたが、今回の改正でも「介護予防」、「給付抑制」「切り捨て」を押しすすめ、ますます趣旨から遠のいています。「財政赤字」解消を言いながら、一次面接調査、コンピュータ判定、二次判定等々事務手続き経費がかかり過ぎ矛盾です。わずかな時間で振分け決めるのも逆行です。医療保険のように、「利用自由で、どこでも誰でも必要に応じて利用できる介護保障を！」と、心から望んでいます。（K）

# 現代労働運動の根本問題

―労働組合運動の現状と課題(上)―

## 反動政治が「改革」に

労働組合運動の退潮は世界的な傾向だ。背景には①政府・資本一体となった労働組合弾圧、②製造業からサービス産業への産業構造変化と労働者の「階層」化、③IT・ME技術の猛烈な発達による労働者の機械Ⅱ生産手段への従属の深まり、④世界的な独占資本間の競争激化、⑤インド、中国等低賃金国への資本移動による労働者間の競争の深まりがある。「社会主義世界体制」崩壊で社会主義の理念・理想が揺らぎ、労働運動の目標が見失われた世界史の大転換という事情が強く作用している。

日本では「構造改革」が大はやりだ。一昔前まで構造改革は共産主義者、社会民主主義者、資本主義に代わる「新しい」社会を求める労働組合の活動家から主張された。今、総保守の連中が、「現代社会の仕組み、構造を変えねばならん」と構造改革を主張する。日本経団連会長・御手洗氏は昨年八月、日本記者クラブでこう講演した。

「世界が一つの大きな市場になりつつあるなかで、国境を越えたビジネス活動を自由かつ円滑に行うことのできる環境を整備していくことが重要である。：活躍の場を拡げるといふ観点からは、『官から民へ』という構造改革の流れを、引き続き推し進めることも重要だ。規制改革を通じて、企業の事業改革を通じて、企業の事業展開の阻害要因を排除することができれば、民間の創意工夫を活かした新産業・新事業の創出が期待できる」(日本経団連タイムズ)〇六年九月七日)。

資本が意図する「構造改革」、「規制緩和」は、「企業の事業展開の阻害要因を排除する」ことだ。中曽根臨調から始まった行革下での労働戦線再編成Ⅱ連合結成以来、「構造改革」は国民の九〇%を占める労働者と家族から「改革」とされてしまった。「保守革命」、「反革命」が「改革」との悲劇である。この流れを一挙に加速させたのが反対する者をすべて「抵抗勢力」と切り捨てた小泉だった。

構造改革の流れは労働組合の「構造改革」、まず労働戦線再編としてつくられた。ついで政党政治の「構造改革」が社会党解体による保守二大政党制を目的とした小選挙区制導入、労働法制の「構造改革」が労働時間制・労働契約法による労働基準法改悪、社会構造の再編が社会保障制度改悪である。総仕上げがかかって中曽根がいった「戦後政治の総決算」、いま二一世紀臨調(その構成は経営者、労働組合を中心に官僚、政治家、マスコミ、学者・知識人・NPO)が中心テーマとする「戦後憲法体制の包括的見直し」、安倍の「戦後レジームからの船出」に象徴される教育基本法・憲法改悪となる。

## 危機の真因

連合中心組合の思想は①生産性向上、②会社の発展、③労・資が力を合わせて世界的な大競争に打ち勝つ、④憲法改悪。このイデオロギーが「価値観多様化」などといった、支配階級のイデオロギー攻撃に立ちすくみ「イデオロギー」とされないほど一

般化してしまつたことに、労働運動ばかりか政治、社会の本当の危機がある。

独占資本・政府が推進する経済構造改革・規制緩和は、経団連会長発言に明らかのように、資本の利殖の妨げとなつている労資構造、法律、慣習、ものの方を変えてしまおうとの「保守革命」だ。この流れはくり返すが、一九八〇年代はじめの中曽根臨調・行革、一九九〇年代半ばの細川「政治改革」、橋本「六大行革」でつくりられ、小泉人気で一つの「区切り」となつた。

全面的な犠牲の労働者への転嫁がこの十数年つづいた。労働組合幹部、労働者にも「こんなことでもいいのか」との疑問、不安、危機意識が芽ばえた。その典型が〇二年、連合が外部の知識人・学者を動員し策定した連合評価委員会とその報告だった。「労組はこのままでいいのか」と、報告は労働組合の自己改革を求めた。「資本の非情理に抗する組織であれ」がポイントだった。だが連合は「情理を実現するためには非情理をもたらししている経済状況改善が重要」と、職場労働者に資本の合理化を全面的に受け入れる「非情理」を求めた。

その結果が、①金融機関の不良債権処理、②企業の三つの過剰の処理の進展だ。日経連が示した「日本の経営」がいちじるしく進んだのもこの時期だ。労働法制の改悪は「人買い」業まで公認してしまつた。二極化、格差拡大の根本原因だ。「窮乏化作用」の法則の全面的進行である。こうしたなかで、現状の労働運動の傾向はどうか次の課題となる。

### 大きく闘う条件は成熟

日本には三つの全国労組センターがある。いずれも労組再生、そのための意識変革を強調する。連合は「働く者を中心とする福祉型社会」建設、全労連は「もう一つの日本」をつくることを政策の中心にすえる。具体的には連合は「ワーク・ルール」、「ワーク・ライフ・バランス」、全労連は「ルールある資本主義」である。全労連は連合路線に反対し結成された。しかし、運動では連合が主張する「参加・提言・改革」路線に限りなく近づいている。

もう一つの全労協は連合、全労連に「行かない、行けない」組合の協議体としてつくられた。小さいけれどピリリとした存在感をもつ。結集軸は「国鉄労働者一〇四七人の解雇撤回」、職場、地域からのたたかいで労働者の権利意識を高め、「当たり前」の労働組合を個々の労働者の意識の成長とともに勝ち取っていくことを柱とする。

二つめの傾向は、三つの塊の政策と要求、目標が近づきつつあることだ。まず市場万能論、小泉構造改革に反対している。ついで格差拡大・二極化を批判する。さらに不安定雇用労働者群をなくすため均等待遇、正社員化要求。労働法制改悪については三つのセンターの見解は同じ。他に時短、メンタル・ヘルス、安全、CSR（企業の社会的責任論）が強調される。組織拡大もある。こうしてみるとどうしてこれら労働者の根本にかかわる諸問題で大きくたたかうことができなのかわかるほどだ。

### 生産性三原則

春闘、賃金闘争についても同様の傾向だ。生産性向上に見合う賃上げが要求の傾向

となった。中小企業労働者、パート等不安定雇用労働者の賃上げ、均等待遇、最低賃金制度確立―産業・企業・全国―要求の幅はそんなに違わなくなった。

違いは賃金論とたたかい方だ。連合は生産性三原則にもとづく「生産性賃金論」をとる。ゼンセン同盟会長が連合会長となりその傾向はさらに強くなった。たたかい方では統一要求基準を示さず、産業別の組合・企業連に賃上げをまかせの方針が定着した。労働条件事項は産業別が責任をもってやってくれ、連合は政策制度要求に責任をもつと。「会社あつての労働組合」が連合主流の考え方で、この数年賃上げ要求をしなかつた。会社は儲けに儲けた。労働者の生活は：こうした中、苦肉の策と編み出されたのが昨春闘からの「賃金改善」との要求方式だ。

全労連は「共同のたたかい」を呼びかける。連合は「民主的労働運動」の道をとる。しかも「反共」。全労連は歴史的・思想的に生産性三原則には立ちえない。要求、たたかい方で連合と共通点がふえたとしても、「いっしょに」とはならない。要求とたたかい方では政策重視に重点がおかれ始めた。たとえば、「機械的な抵抗・対立型の闘争から脱却しているか、などについて率直な自己点検が求められる」、「『資本と対決する』という労働組合の戦闘性を堅持する。同時に『職場と雇用を守る』ために労働組合の政策を積極的に対置してたたかうことが求められている」というようにだ。

全労協は「反合理化」「権利春闘」、働く者の生活と権利の確立が中心。具体的には国鉄闘争勝利、職場の権利確立、反リストラ・反行革を徹底的にたたかいぬくとする。昨年、紙パ連合大会で委員長はこう発言した。「紙パ連合の昨年のまとめでは一年間で五件の死亡事故が発生しており、仲間が悲しい犠牲となっている。その災害は一人作業で誰も見ていない時に起きている」と。職場は「孤独死」「路上死」と同じ惨状を呈する。こんな状況を反映し、連合傘下組合でも「労組の基盤は職場」との発言が相次いだ。全労協にとつていま必要なことは、この思想・考え方を連合、全労連傘下労働者に強力に訴えていくことではないか。

(編集部・つづく)

## ◇ 読者からのおたより ◇

私たちが先頭に立つ 今、職場では機械化が進み、職場の労働条件は様変わりしています。会社による慢性的な人員不足のなかで、一人ひとりの仕事の負担が重くなっています。その上、接客サービス、旅客苦情など精神的にも厳しい環境になっています。JR西日本尼ヶ崎事故以来、会社の労務管理は益々厳しくなり、さらに追いうちをかけるように国土交通省から鉄道に対する様々な法令が制定され、私たちの職場環境は悪化する一方です。

こういう世の中だからこそ、一人ひとりが労働組合の存在意義を見つめ直さなければいけません。今、私たちが働けるのは会社のあらゆる攻撃から諸先輩方が守り抜いてきた権利・慣行があるからなのです。これから先も先輩方の教えを学び、後輩たちのため、自分自身のために一生懸命職場を守って行かなければならないと思います。

(京和)〇七・一・一)

編集部より 京成労組機関紙「京和」に掲載。若者の春闘、労働運動強化への決意と思います。やはり！年賀状来ず 元旦に届けてこそその年賀状。誤配・遅配・不着の「競演」で、凄く増えた昨年の苦情と抗議数を、今年は更に二〇％増大で新記録樹立。賀状の販売数Ⅱ差出し数は大幅減なのに、だ！毎年恒例化する事によって「大切なお客様」の多くには、既に、免疫力と諦観とを身に付けさすことに成功し、苦情申立をしてもノレンに腕押しとの「教育訓練」も済ませていたのに、だ！年賀状は日付押印を省いて差出し日がばれないとタカをくくり、郵政公社は「差出し日が遅い」などと言い逃れをした。新聞投書欄で「五枚の年賀状を同じ宛て所に二五日に一緒に投函したが、バ

ラバラ到着で元旦は一枚のみ、最後の一枚は十日だった。郵便局に問い質しても不明瞭」と、嘘がバレバレになってしまった。現場の郵便労働者はよく働いた。酷使された。サービス残業Ⅱ不払い労働を強いられた。三六協定違反のオーバークロ局もあった。労働条件メチャ悪のアルバイトはなかなか集まらず：HP「2チャンネル」でのバイト自身による「人権無視等の郵便職場」という書込みは、誤かさんのサーバーへの差し金で削られたのに：ろくすっぽ研修もさせてもらえないバイトには、誤区分・誤配の責任はない。郵政トヨタ方式による、非効率でヘンテコリンな郵便作業方式と、年末繁忙の総人件費一〇%削減の強権命令。利用者と公共性を無視する民営化儲け主義こそが元凶だと、当局は白状すべきなのだ。  
(4・28から)一月一八日号)

編集部より 私賀状を出したのは十二月三十一日、都内でも到着は四日、地方では五日を過ぎ  
ておりました。友人が三十日に出したのが手元に届いたのは一月四日でした。

**四月開校** 長年に亘り取り組んでまいりました、県立つくば養護学校(仮称)も玉取地区に建設が進み開校を4月に迎えることになり感無量であります。開校される学校は肢体・知的を併設した県内初の試みの養護学校であります。

つくばエクスペレスの開通で賑わいを持つ都市として発展するつくば市ですが、中心地の開発や公務員宿舍跡地のマンション建設に関連し、開発地域における生活環境の変化や景観等でトラブルが発生し、大きな社会問題となり、苦慮している現状であります。(つくば市・金子かずお) 編集部より 「つくばエクスペレス」周辺、ものすごい開発ぶり。パブル再発を思い浮かばせません。他方で、社会保障の切り捨て。そして「女性は子どもを産む機械」発言です。

**資料送ります** 「地方分権改革と市町村の今後」、おもしろい資料入手しましたので、後日送ります。  
(自治労・T)

編集部より 資料入手しました。おもしろい！勉強します。

**いま大切なこと** いま大切なことは、想像力・思考停止にならないこと、諦めないこと、こわがらないこと、そして希望を持つことです。「前進は必然という車に乗ってはこない。ひたむきな努力によってのみ実現する。必ず前進する」今年もがんばりましょう。  
(明石地域ユニオン)

編集部より 人の営み、労働者の理論にもとづく実践が、「必然」を人間社会をつくり出します。今必要なのは原点に帰ること、そしてじっくり考え、思想を研ぎ澄ますことです。

**重宝しています** 間もなく一千号になりますね。おめでとうございませう。継続は力とは本当ですね。ぶれない情報発言、重宝しています。健康に留意され、一層の活躍を。  
(岐阜・K)

編集部より 読者諸氏のご支援のおかげです。「継続は力」ですが、マンネリをどう克服するか。「創意と工夫」と口では言いますが難しい。

**必勝を期す** おめでとうございます。一千号まであとわずかとなりました。スタートから継続して読んでいます。向坂先生の自宅を訪問したのが、たいへん古い出来事です。二五年前にもなりましたから。いまは県議会議員になって二期八年が経過しようとしています。四月改選で三期目になります。必勝を期して頑張りませう。  
(徳島・黒川 征一)

編集部より もう三期目になりますか。はやいものですね。何が何でも勝ちぬいて。  
待っています お変わりなくお元気で活躍を。「社会通信」毎月待っています。  
(鹿児島・U)

編集部より 嬉しいお便りに感謝。どんなテーマをどのように編集すればいいか、毎日悩んでいます。アドバイスよろしく。

**高橋道政ストップだ** 現業職場全廃に向けてまっしぐらの高橋はるみ道政にストップをかけるためにも荒井道政(民主で残念だが)の実現に向け、今年の統一選は頑張るぞ！  
(北海道・I)

編集部より 安倍首相の支持率は落ち続けています。しかし、政党支持率では自民は民主の倍。地方、「支持なし」は増大の傾向。ここに勝機がある！

めげず、あきらめず 五〇代半ばですが、体はだいぶんガタが来ているようですが、何とかめげず、あきらめずやっています。  
(松山・N)

編集部より 弱気にならずさらに支援して。仲間ふやして。これから面白くなる。  
あらためてよろしく 通勤もだいぶん慣れましたが、やはり冬道はいやですねー。あらためてまして  
ことしもよろしくお願ひします。  
(北海道・かなめ)

編集部より 誌代ありがとうございます。私こそよろしく！  
来てください 仲間とともにガンバっています。お会いできる日を楽しみにしています。  
(釧路・K)

編集部より ご活躍ぶりは聞いています。しばらくお会いしていませんものね。機会をつくり出  
かけます。その時はよろしく。